

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 技能検定試験手数料の金額の一部改正

（県例規集登載）

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 特定施設の設置許可申請

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 第十三次鳥獣保護管理事業計画の公表

○ ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルの管理計画の公表

○ ツキノワグマの捕獲等の禁止

○ イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長

○ イノシシ及びニホンジカの禁止猟法の一部解除

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

○

救急病院等の認定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 土地改良区の解散

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○

令和四年度前期技能検定試験の実施

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○

道路の位置の指定

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

医療推進課

障害福祉課

〃

〃

〃

耕地課

〃

〃

治山課

〃

〃

労働雇用政策課

〃

〃

都市計画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

【公告】

令和四年度前期技能検定試験の実施

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○

道路の位置の指定

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

医療推進課

障害福祉課

〃

〃

〃

耕地課

〃

〃

治山課

〃

〃

労働雇用政策課

〃

〃

都市計画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

◎岡山県告示第百七十号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

実技試験手数料金額の(2)の表中「陶磁器製造」を削り、実技試験手数料金額の(6)イ中「三十五歳」を「二十五歳」に改め、実技試験手数料金額の(6)ロを(6)ハとし、(6)イの次に次のように加える。

ロ 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百七十一号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	文・写真	発 行 所	対 象
1	もりはみている	大竹英洋	文・写真	福音館書店	幼 児
2	おしっこ、うんこはどこに行く？	中川ひろたか カワチ・レン	作 画	ブリス館	”
3	ピンクはおとこのこのいろ	ロバートキヤンベル イダカバシ	絵 訳	KADOKAWA	小学生(低)
4	かせいじんのおねがい	ロバートキヤンベル	作 画	童 心 社	”
5	黄色い星 ユダヤ人を守った国王とデンマークの人たちの物語	カーメン・アグラ・ダイーダイ ヘンリー・ソレンセン	文 画	B L 出 版	小学生(中)
6	いいてんき	那須田 淳	絵 訳	グイッセン出版	小学生(高)
7	トカゲのしっぽ 約束のかたち	なつのつきこ	文・絵	銀 の 鈴 社	”
8	ひまりのすてき時間割	佐藤真紀子 井 嶋 敦 子 丸 山 ゆ き	絵 作	童 心 社	”
9	#マイネーム	黒川裕子	絵 作	き・え・ら書房	中 学 生

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第七十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 24	大洋図書
2	”	実録 JOKER 3月号	ダイアプレス
3	”	エキサイティングナックルズ！デラックス2 022早春特大号	楽楽出版
4	”	芸能エンタメDASH！！4月号VOL. 4	マイウェイ出版
5	”	絶対恋愛 Sweet 2022年1月号	笠倉出版社

◎岡山県告示第七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 NTT株式会社

住所 大阪府大阪市西区京町堀一丁目3番17号

氏名 代表取締役 鵜飼 英一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 NTT株式会社自動車事業本部岡山製作所

所在地 岡山県備前市畠田500番地の1

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設（等 速ジョイント工場 3 2） TJ-5L)	
能	力	200kg/h	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和4年6月1日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年6月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	3.0
	p H	7~8	8~10
	B O D (mg/L)	7,000	7,000
	C O D (mg/L)	50,000	50,000
	S S (mg/L)	300	300
	油 分 (mg/L)	50	50
	T - N (mg/L)	3,000	3,000
	T - P (mg/L)	5	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和4年4月1日から同月22日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 ローム・ワコー株式会社
住所 岡山県笠岡市富岡100番地
- 氏名 代表取締役社長 吉岡 浩文
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 ローム・ワコー株式会社
所在地 岡山県笠岡市富岡100番地

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	63-ホ 廃ガス洗浄施設 (LD-001)		63-ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-115, 117)		63-ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-115)	
能	力	10m ³ /min・台		1m ³ /min・台		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0.00	0.04	24.79	25.71	12.40	12.86
	p H	11~12	11~12	10~12	10~12	同左	
	BOD (mg/L)	1	2	50	100		
	S S (mg/L)	-	-	10	20		
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-		
	T-N (mg/L)	-	-	50	100		
	T-P (mg/L)	-	-	50	100		
	シアン化合物(mg/L)	-	-	-	-		
	砒素 (mg/L)	-	-	-	-		
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-		
	鉛 (mg/L)	-	-	-	-		
	ほう素 (mg/L)	-	-	-	-		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	25	50			

- 備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 廃ガス洗浄施設(D素-115, 117)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
 備考3 廃ガス洗浄施設(D素-115)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
 備考4 廃ガス洗浄施設(LD-001)から排出される汚水等は、産業廃棄物として委託処理される。

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No.2 (酸・アルカリ排水処理施設)				同左				
種 類 及 び 型 式	連続自動中和				同左				
構 造	鋼製				同左				
主 要 寸 法	長さ3.2m×幅1.8m×高さ1.8m				同左				
能 力	1,300m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和・凝集・ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1,221	1,269	1,221	1,269	1,208.61	1,256.15	1,208.61	1,256.15
	p H	2.0~3.0	2.0~3.0	7.1~7.3	7.1~7.3	2.0~3.0	2.0~3.0	7.1~7.3	7.1~7.3
	BOD (mg/L)	25	50	11.9	19.8	25	50	11.9	19.8
	S S (mg/L)	25	50	5.2	23	25	50	5.2	23
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-
	T-N (mg/L)	40	50	31.5	43	40	50	31.5	43
	T-P (mg/L)	25	50	0.2	0.4	25	50	0.2	0.4
	シアン化合物 (mg/L)	-	0.5	-	-	-	0.5	-	-
	砒素 (mg/L)	-	0.05	-	-	-	0.05	-	-
	ふっ素 (mg/L)	15	30	5.6	7.5	15	30	5.6	7.5

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No.2（酸・アルカリ排水処理施設）				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	鉛（mg/L）	-	-	-	-	-	-	-	-
	ほう素（mg/L）	-	5	0.2	0.3	-	5	0.2	0.3
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	20	25	15.8	21.5	20	25	15.8	21.5

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和4年4月1日から同月22日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第四条第一項の規定により、次のとおり第十三次鳥獣保護管理事業計画を決定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 計画の名称
第十三次鳥獣保護管理事業計画
- 二 計画の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三 縦覧場所
 - 1 岡山県環境文化部自然環境課及び農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
 - 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第七条の二第一項の規定により、次のとおりツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及び
ニホンザルの管理計画を決定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 計画の名称

- 1 第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画
- 2 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画
- 3 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画
- 4 第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画

二 計画の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 縦覧場所

- 1 岡山県環境文化部自然環境課及び農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
- 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

◎岡山県告示第七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定により、同法第十一条第一項の規定によるツキノワグマの捕獲等を次のとおり禁止する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 捕獲等を禁止する区域
県内全域

二 捕獲等を禁止する期間
第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の期間（令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで）内において、毎年十一月十五日から十二月十四日までを除いた期間

◎岡山県告示第七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおりイノシシ及びニホンジカの狩猟期間を延長する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 狩猟期間を延長する区域
県内全域

二 延長する狩猟期間
第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の期間（令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで）内において、毎年二月十六日から三月十五日まで

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、次のとおりイノシシ及びニホンジカの禁止猟法の一部を解除する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 禁止猟法の一部を解除することにより使用可能となる猟法
輪の直径が十五センチメートルまでのくくりわな
- 二 禁止猟法の一部を解除する区域
県内全域
- 三 禁止猟法の一部を解除する期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なぐら七色キッズ

2 所在地

美作市栄町六八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社美作名倉堂

2 主たる事務所の所在地

美作市栄町七一番地の一

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇二四

五 サービスの種類

児童発達支援

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

自立訓練事業所 いろは

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人結

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二番地六

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇五一

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ソーシャルインクルーホーム和気町衣笠

2 所在地

和気郡和気町衣笠一〇〇一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソーシャルインクルー株式会社

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井六丁目二五番三号

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三二二三〇〇〇四一

五 サービスの種類

共同生活援助

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所 和気町衣笠

2 所在地

和気郡和気町衣笠一〇〇一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソーシャルインクルー株式会社

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井六丁目二五番三号

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇二四一

五 サービスの種類

短期入所

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

宙

2 所在地

久米郡久米南町上弓削一五六三―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 主たる事務所の所在地

津山市津山口三〇六番地

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二五六

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山東部脳神経外科病院

2 所在地

岡山市北区牟佐九六一一

二 認定年月日

令和四年四月一日

三 認定の有効期限

令和七年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院リバーサイド

2 所在地

倉敷市鶴の浦二一六一一

二 認定年月日

令和四年四月一日

三 認定の有効期限

令和七年三月三十一日

◎岡山県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

新見クリニック

新見市西方四五〇

腎臓（更生医療）

令和四年一月一日

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

腎臓

令和四年四月一日

◎岡山県告示第百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

サカエ薬局瀬戸内店

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

調剤

令和四年四月一日

佐古薬局石川病院前店

津山市川崎五五〇―一

調剤

令和四年五月一日

◎岡山県告示第百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

新見クリニック

新見市西方四五〇

腎臓（更生医療）

令和三年十二月三十一日

有限会社田中薬局

玉野市宇野二―二七―二一

調剤

令和四年二月二十八日

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
鏡野町小田土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
苫田郡鏡野町竹田六六〇番地
- 三 解散年月日
令和四年三月三十一日

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

◎岡山県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所
備前市友延字奥ノト以九四三の六六

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字鉦谷八七三の一、八七三の四、八七三の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市榎谷字畑ケ野一七九の二、一八三、一八四の四、一八六の二、一八七の二、一八八の二、一八九の二、一九〇の三、一九一の二、一九二、一九五の三、二一四の二、二一六の二、二二八の二、二二九の一（次の図に示す部分に限る。）、二二二、二二二、二二三の一、二二三の二、二二四の三、二二四の四、三一一の二、三一二の二、三一一の二、三一一の四、三一一の七、三一一の八、三一五の二、三一八の二、三一九の二、三二五の二、三二六の二、三二七の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑ケ野二一九の一・二二一・二二三の二・二二四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

〔一四二〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、令和四年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級
1 一級及び二級

職 種	作 業
園芸装飾 造園 造園 鑄造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき（学科試験のみ 実施） 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 とび 左官 築炉 ブロック建築 タイヤ張り 畳製作 防水施工	室内園芸装飾作業 造園工事作業 非鉄金属鑄物鑄造作業 一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・ 炎熱処理作業 焼結作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値 制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、 マシニングセンタ作業 数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業 金属プレス作業 製缶作業、構造物鉄工作業 内外装板金作業、ダクト板金作業 曲げ板金作業 電気めっき作業 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業 工作機械用切削工具研削作業 コールドチャンバダイカスト作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 建設機械整備作業 婦人子供注文服製作作業 ワイシャツ製造作業 家具手加工作業 木製建具手加工作業 オフセット印刷作業 射出成形作業、真空成形作業 とび作業 左官作業 築炉作業 コンクリートブロック工事作業 タイヤ張り作業 畳製作作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防 水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルト

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

2 単一等級 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 化学分析 塗装 フラワー装飾	シート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボ ード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業 保温保冷工事作業 ビル用サッシ施工作業 化学分析作業 壁装作業 建築塗装作業、金属塗装作業 フラワー装飾作業
-----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

職 種 塗料調色 産業洗浄	作 業 調色作業 高圧洗浄作業
-------------------------	---------------------------

3 三級

職 種 園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 舞台機構調整 フラワー装飾	作 業 室内園芸装飾作業 造園工事作業 鑄鉄鑄物鑄造作業 一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・ 炎熱処理作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面 研削盤作業、マシニングセンタ作業 曲げ板金作業 電気めっき作業 機械組立仕上げ作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 大工工事作業 とび作業 左官作業 コンクリートブロック工事作業 化学分析作業 金属塗装作業 音響機構調整作業 フラワー装飾作業
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

ア 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、建築大工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、化学分析、塗装、塗料調色、舞台機構調整、産業洗浄、フラワー装飾	九、二〇〇円	一八、二〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	六、一〇〇円	一五、一〇〇円

イ 三級（在校生に限る。）

職 種	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、舞台機構調整、フラワー装飾	三、一〇〇円	一二、一〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	一〇、一〇〇円

ウ 在校生について

ア及びイの「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）。
- ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。

- (イ) 高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）又は同法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生

- (ウ) その他知事が認める者

エ 減額対象者について

- ア及びイの「減額対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。
- (ア) 二級又は三級の実技試験を受検する者であって、当該実技試験の受検日の

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

属する年度の四月一日において二十五歳に達していないもの
 (イ) 実技試験受験申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）
 第四条第一項に規定する被保険者であるもの
 (ウ) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の
 上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
 オ 手数料の免除について
 高等学校の生徒（県外に設置されている高等学校に在学する場合にあっては、
 県内に住所を有する者に限る。オにおいて同じ。）が次のいずれかに該当する
 ときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

(ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世
 帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

(イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維
 持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあ
 つては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定
 により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納
 付しているとき。

(ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者
 が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困
 窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日
 令和四年六月七日（火曜日）から同年九月十一日（日曜日）までの間において、
 別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する
 日に行う。

(3) 実施場所
 別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

令和四年五月三十一日（火曜日）以降に、協会から受検者に通知する。ただし、
 一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 一級及び二級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、布は く縫製、プラスチック成形、とび、築炉、 防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	令和四年八月二十一日（日曜日）
粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイ カスト、電子機器組立て、建設機械整備、 婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印 刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和四年八月二十八日（日曜日）

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	令和四年九月四日（日曜日）
------------------------------------------------------------------------	---------------

イ 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	令和四年八月二十一日（日曜日）
塗料調色	令和四年九月四日（日曜日）

ウ 三級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、舞台機構調整、フラワー装飾	令和四年七月十日（日曜日）
金属熱処理	令和四年八月二十一日（日曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができ、るものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、健康保険の被保険者証の写しについては保険者番号又は被保険者等記号・番号が記載されている箇所、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては個人番号が記載されている箇所をそれぞれ塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書、その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証
ウ 旅券

2 提出先
 (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号(〒七〇〇一〇八二四)

3 受付期間

令和四年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで

4 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内については、協会のホームページ(<http://www.okayama-syokunou.or.jp/>) から「受検案内・受検申請書申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、協会へ請求すること。
- (2) 申請方法については、書留郵便又はこれに準ずる信書便による送付とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

- 1 合格者については、受検番号を2の合格発表日に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>) に掲載する。
- 2 合格発表を行う期日

検 定 職 種 の 等 級	合 格 発 表 日
三級(金属熱処理を除く。)	令和四年八月二十六日(金曜日)
前記以外のもの	令和四年九月三十日(金曜日)

六 その他

1 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することがある。

2 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課(電話〇八六一二二六一七三七八七)又は協会(電話〇八六一二二五一五四七)に問い合わせること。

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

〔一四三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和四年三月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

〔一四四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇二七号 令和四年三月十七 日	真庭市中字柿ヶ坪五六六番九、五 六六番一四	五・〇〇	二七・〇五
		五・〇〇	二七・九三

令和4年4月1日 岡山県公報 第12383号

〔一四五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇二八号 令和四年三月二十 二日	真庭市中字蔵ノ元三五四番一、字 沼苗代三五七番一	四・〇〇〃 六・九三	一一二・ 二〇